

しまね
青少年プラン

◆◆ スサノオ プラン ◆◆

平成28年3月

島 根 県

～はじめに～

近年、スポーツや文化・芸術をはじめとする幅広い分野で、島根の青少年がめざましい活躍をしています。また、地域での様々な活動を通じてたくましく成長し、地域社会を支える活力の源として欠かせない存在となっています。こうした青少年の活躍は、私たち県民にとって大きな喜びであり、感動と希望を与えてくれます。

一方で、少子化による青少年人口の減少やインターネットの普及による情報ネットワーク社会への移行など、青少年を取り巻く社会環境は、急激に変化してきており、児童虐待やいじめ等の子どもが被害者となる事件の増加、不登校やニート、ひきこもり、貧困問題の深刻化など、青少年に関する課題は、看過できない状態にあります。

こうした中、活力ある社会を維持していくためには、青少年が、社会の変化に対応しながら、様々な課題に主体的に取り組み、解決する力を身につけるよう育成していくことが重要です。併せて、困難な事情を抱える青少年に対しては、その一人ひとりの状況に応じたきめ細かい支援が求められます。

県におきましては、こうした青少年を取り巻く現状や課題に対応するため、「子ども・若者育成支援推進法」に基づく国の「子供・若者育成支援大綱」の見直しを踏まえ、「しまね青少年プラン（スサノオプラン）」を改定することとしました。

今回の改定では、特に、いじめや不登校、ひきこもり、子どもの貧困等の「困難を抱える青少年やその家族への支援」、自然体験、生活体験、職業体験、社会参画活動等の「多様な活動機会の提供や社会参画への支援」、家庭教育支援、学校支援、県民運動の推進、インターネットの適切な利用啓発等の「県民総ぐるみによる支援体制と地域環境づくり」を重点とするとともに、基本目標ごとの指標（目標数値）を設定しました。

子どもの「育ち」は、大人社会の有り様を写す鏡であると言われていています。青少年の育成支援は、県や市町村の取組はもとより、県民の皆様一人ひとりが自分自身の課題として捉え、家庭・学校・地域が一体となって県民総ぐるみで取り組むことが重要です。

県民の皆様には、このプランの趣旨をご理解の上、それぞれの立場から一層のご協力をいただきますようお願い致します。

平成28年3月

島根県知事 溝口 善兵衛

～目次～

■ プラン策定の目的、期間、対象となる青少年、構成	1 頁
第1章 今日の青少年を取り巻く現状と課題		
(1) 時代背景（社会・経済状況等の変容）	2 頁
少子化の進行		
生活様式の変化、価値観の多様化		
情報化の進展		
(2) 青少年の発達段階別の特性と課題	3 頁
乳幼児期（就学前）		
学童期（小学生）		
思春期（中学生・高校生又は18歳頃まで）		
青年期（18歳頃から30歳頃まで）		
ポスト青年期		
(3) 島根における青少年問題の実態と課題	4 頁
不登校・中途退学・いじめ・暴力行為		
ニート・ひきこもり		
非行・犯罪被害		
障がい・発達障がい		
児童虐待・社会的養護		
子どもの貧困対策		
(4) 家庭・学校・地域・職場の現状と課題	7 頁
家庭		
学校		
地域社会		
職場		
第2章 青少年育成の基本的な考え方		
(1) 島根の青少年育成に向けた視点「スサノオ」	10 頁
① 健全育成の「すそ野」を広げる	～大人の意識改革の推進～	
② 誰もの「参画」を促す	～青少年は地域で育む～	
③ 青少年の「能力」を活かす	～青少年の社会参画の促進～	
④ 自然や年長者の「恩恵」を受ける	～島根の特徴を活かした青少年育成～	
(2) 基本理念（青少年育成の目指す方向）	12 頁
第3章 青少年育成の施策展開		
(I) 施策展開図	13 頁
(II) 基本方針・主な取組	14 頁
I すべての青少年の健やかな成長に向けた支援		
(1) 健康な心と体を持つたくましい青少年の育成（自己形成）	14 頁
① 心身の健全な成長の促進		
② コミュニケーション能力や人権感覚の育成		

③ 多様な活動機会の提供	
④ 確かな学力の育成	
(2) 社会に羽ばたくための力の育成（社会参画） 19頁
① 地域社会への参画と人材育成	
② 社会的・職業的自立に向けた能力・意欲の育成	
③ 職業的自立に向けた就労支援	
II 困難を抱える青少年とその家族への支援	
(1) 青少年の状況に応じた個別の支援（自立支援） 23頁
① 不登校・中途退学対応の充実	
② ニート・ひきこもり支援の充実	
③ 非行防止対策と立ち直り支援の充実	
④ 障がいのある青少年支援の充実	
⑤ 子どもの貧困対策の推進	
⑥ ネットワークによる総合的支援の推進	
(2) 青少年の被害防止と保護活動の推進（保護） 28頁
① いじめ根絶・暴力行為対策の推進	
② 犯罪被害防止と保護活動の推進	
③ 児童虐待防止と社会的養護の推進	
III 青少年の成長を社会全体で支える環境づくり	
(1) 家庭・学校・地域の連携の推進（連携） 34頁
① 子育て支援体制の整備	
② 家庭の教育力向上のための支援	
③ 地域と連携した学校づくりの推進	
④ 地域全体で青少年を育む意識の醸成	
⑤ 地域の人材活用と活動支援の充実	
(2) 社会環境健全化の推進（環境整備） 39頁
① 安全安心な地域づくりの推進	
② 有害環境の浄化対策の推進	
③ インターネット等をめぐる問題対策の推進	
第4章 プランの実現に向けて	
(1) 島根の青少年施策の推進 42頁
(2) 指標（数値目標）の設定と進行管理 43頁
(3) 青少年育成に関連する記述のある本県プラン・指針等の紹介（抜粋）...	44頁
■資料	
・島根県の青少年施策一覧 46頁
・子ども・若者育成支援推進法 72頁
・子供・若者育成支援推進大綱 77頁

～ プラン策定の目的 ～

この計画は、青少年施策を総合的・体系的に推進していくために、県の関係部局、各市町村、青少年団体等の関係機関・団体が連携・協働していく指針となるものです。

子ども・若者育成支援推進法第8条に基づく「子供・若者育成支援推進大綱」を踏まえた計画とし、同法第9条に基づく「都道府県子ども・若者計画」として位置づけます。

大人の誰もが青少年育成を自らのことと考え、次世代を育成する責任を果たすよう行動し、青少年自身も社会の一員として自分の考えや行動を地域づくり等に積極的に活かすことが重要です。そこで、すべての大人と青少年に対し、健全育成、次世代育成の意識の醸成を図り、具体的な行動を一層進めていただくことを目的としています。

～ プランの期間 ～

この計画は、平成28（2016）年度を初年度とし、平成32（2020）年度を目標年度とする5か年の計画です。

～ プランの対象となる青少年 ～

この計画では、若者が精神的、社会的自立を遂げるまでの期間の長期化が指摘されていることから、乳幼児期から30代までを青少年として施策の対象としています。

～ プランの構成 ～

第1章は、「今日の青少年を取り巻く現状と課題」として、時代背景や発達段階別の課題、島根の青少年の実態や青少年を取り巻く「家庭」「学校」「地域社会」「職場」ごとの課題等を明らかにしています。

第2章は、「青少年育成の基本的な考え方」として、島根の青少年のあるべき姿、めざす方向としての基本理念と育成の視点について記述しています。

第3章は、「青少年育成の施策展開」として、県が取り組む推進方策及び主な施策について示しています。

第4章は、「プランの実現に向けて」として、このプランを推進するための体制整備や市町村等との連携方策、指標（目標数値）の設定等を明らかにしています。